特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

地域団体商標の権利者及び
地域団体商標の取得を考えている団体のための

地域団体商標と地理的表示（ＧＩ）の活用Ｑ＆Ａ

2023年1月

特許庁　商標課

１．「地域団体商標」に重ねて「GI」を申請する場合

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

Ｑ１．私たちは、「○○りんご」について地域団体商標の登録を受けている農業協同組合です。登録を受けている地域団体商標「○○りんご」について、更にGIの申請をした方が良いでしょうか。

GI登録によるメリット

「○○りんご」について、地域団体商標に重ねてGIを申請し、登録を受けることができれば、次のようなメリットがあります。

- GIの不正使用は国が取り締まります。
- 相互保護の枠組みにより、欧州・英国における不正使用は、各国当局が取り締まります。
- GIマークが使用可能となります（海外でも真の日本の特産品として差別化されます）。

GI登録の際の留意点

ただし、次の点に留意が必要です。

- 登録された場合、商標権者であっても、生産地、生産の方法等の基準を満たさない商品に商標権に基づいて登録名称を使用することはできません（そのような場合には、GI登録が取り消されます）。
- 構成員（生産者）の生産する農林水産物等に対して生産行程管理業務が義務付けられます。

GIの申請

メリットと留意点を踏まえた上で、GIの申請を御検討ください。その際、登録されるためには、少なくとも次のいずれにも該当する必要があります。

- 地域団体商標の指定商品が農林水産物、飲食料品等であること
- その指定商品が生産地と結び付いた特性を有していること
- 申請に際して、その指定商品が有する特性やその生産方法等を明確に定め、登録後には、生産された商品がこれらを満たしているかどうか、商標権者が生産行程管理を実施すること
- その指定商品が特性を維持した状態で概ね２５年生産された実績があること（周知・定着の程度を勘案して短縮可能）

２．これから「地域団体商標」又は「GI」を出願（申請）する場合

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

Ｑ２．私たちは、「○○りんご」という地域ブランドの取組を行っている団体です。この「○○りんご」について、地域団体商標又はGIの出願（申請）を検討しています。どちらの制度を利用するのが良いのでしょうか。

地域ブランドの活用方針

- 「○○りんご」を自らの権利行使により保護していくとともに、一定の地理的範囲で有名な地域のブランドとして、団体自身で活用していくのであれば、地域団体商標制度を利用してください。
- 「○○りんご」の模倣品を国が取締りにより排除するとともに、地域と結びついた産品の品質、製法、評判等の強みを見える化して需要者に訴求していくのであれば、GI保護制度を利用してください。
- 両制度のメリットを活用したいのであれば、両制度を利用してください。

地域団体商標の主な登録要件

- 地域ブランドが「地域名」＋「商品名」等の文字からなること（商標の構成）
- 団体が農協や漁協等の組合、商工会、商工会議所、NPO法人であること（登録主体）
- 地域ブランドが団体及びその構成員が使用する商標として需要者の間で広く知られていること（周知性）

GIの主な登録要件

- 産品が農林水産物、飲食料品等であること
- その産品が生産地と結び付いた特性を有していること
- 申請時に、その産品が有する特性やその生産方法等を定め、登録後には、生産された商品がこれらを満たしているかどうか、団体が生産行程管理を実施すること
- 特性を維持した状態で概ね２５年生産された実績があること（周知・定着の程度を勘案して短縮可能）

地域団体商標又はGIの出願（申請）の検討

上記「地域ブランドの活用方針」、「地域団体商標の主な登録要件」、「GIの主な登録要件」を踏まえた上で、地域団体商標又はGIの出願（申請）を御検討ください。

３．「GI」に重ねて「地域団体商標」を出願する場合

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

Ｑ３．私たちは、「○○りんご」についてGIを申請している団体です。「○○りんご」について、更に地域団体商標の出願をした方が良いでしょうか。

地域団体商標登録によるメリット

「○○りんご」について、地域団体商標の出願をし、登録を受けることができれば、次のようなメリットがあります。

- 不正使用に対して、自ら権利行使（損害賠償請求、差止請求）することができます。
- 税関に申し立てることにより、模倣品の輸入を阻止することができます。
- 国際登録制度（マドリッド協定議定書）を利用することにより、簡易な手続で海外に商標出願することができます。

地域団体商標登録の際の留意点

- 地理的表示には更新の手続きはありませんが、地域団体商標は１０年ごとに更新の手続きが必要です（更新登録料：４３,６００円（１区分、１０年間））。
- 団体構成員以外の者による正当なGIとしての使用については商標権に基づく権利行使はできません。

地域団体商標の出願

メリットと留意点を踏まえた上で、地域団体商標の出願を御検討ください。その際、登録されるためには、少なくとも次のいずれにも該当する必要があります。

- GIが「地域名」＋「商品名」等の文字からなること（商標の構成）
- 生産者団体が農協や漁協等の組合、商工会、商工会議所、NPO法人であること（登録主体）
- 生産者団体の構成員に使用をさせる商標であること
- 地域名と商品に関連性があること
- GIが生産者団体及びその構成員が使用する商標として需要者の間で広く知られていること（周知性）

（参考）地域団体商標制度と地理的表示（ＧＩ）保護制度

○　地域団体商標制度は、地域ブランドの名称を商標権（出所表示）として登録し、その名称を独占的に使用することができる制度。

○　地理的表示保護制度は、生産地と結び付いた特性を有する農林水産物等の名称を産品の生産方法等の基準とともに登録し、地域の共有財産として保護する制度。

（参考）地理的表示（ＧＩ）と地域団体商標との違い

	地理的表示（ＧＩ）	地域団体商標
保護対象（物）	農林水産物、飲食料品等（酒類等を除く）	全ての商品・サービス
保護対象（名称）	名称から産品の生産地を特定でき、産品の特性が当該生産地と結び付いているということを特定できるもの（地域を特定できれば、必ずしも地名を含まなくてもよい）	「地域名」＋「商品（サービス）名」等
登録主体	生産・加工業者の団体（法人格の無い団体も可）	農協等の組合、商工会、商工会議所、ＮＰＯ法人
主な登録要件	・生産地特有の自然・人的要因と結びついた特性を有すること ・特性を維持した状態で概ね２５年の生産実績があること（周知・定着の程度を勘案して短縮可能）	・地域の名称と商品（サービス）とが関連性を有すること（商品の産地等） ・商標が需要者の間に広く認識されていること
使用方法	地理的表示は、登録標章（GIマーク）と併せて使用することができる（GIマークのみの使用は不可）	・登録商標である旨を表示（努力義務） ・地域団体商標は地域団体商標マークと併せて使用することができる（推奨）
品質管理	・生産地と結びついた特性等の策定・登録・公開 ・生産・加工業者が生産の方法等の基準を守るよう団体が管理し、国が団体による生産の手順・体制をチェック	商品の品質等は商標権者の自主管理
効力	地理的表示及びこれに類似する表示の不正使用を禁止	登録商標及びこれに類似する商標の不正使用を禁止
効力範囲	登録された農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等及びこれを主な原料とする加工品並びにこれらの包装、広告等	登録商標に係る商品若しくはサービス又はこれと類似する商品若しくはサービス
規制手段	国による不正使用の取締り	商標権者による差止請求、損害賠償請求
費用・保護期間	登録：９万円（登録免許税） 更新手続無し（取り消されない限り登録存続）	出願・登録：４４，９００円（１０年間） 更新：４３，６００円（１０年間） ※それぞれ１区分で計算
申請・出願先	農林水産大臣（農林水産省）	特許庁長官（特許庁）